

建設業者の許可の取消しの公告

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項の規定により、建設業者の許可を次のとおり取り消した。

令和8年1月26日

1. 処分の内容

建設業法第29条第1項に基づく許可の取消し

2. 处分の原因となった事実

建設業法第12条に基づき建設業を廃業した旨の届出があった

3. 処分をした年月日、商号又は名称、主たる営業所の所在地、代表者氏名、許可番号、取消した許可番号

下表のとおり

※処分をした年月日時点の状況を掲載しています。

